

## 第 1 期知床半島エゾシカ保護管理計画策定時からの社会状況の変化

## 知床世界自然遺産地域の保全状況に関する調査報告書

2008年にユネスコ世界遺産センターとIUCNによる現地調査が実施され、知床の保全状況に関する調査報告書が作成された。エゾシカの保護管理に係る勧告は以下のとおり。

## ✓ 勧告 2

管理計画は、海域管理計画に含まれているように、目的と管理戦略についてのみ概説するのではなく、活動内容、成果、客観的に検証することのできる指標を明確にした行動につながるものにすべきである。また、計画は様々な実行機関が分担する責任と役割を明確に示すとともに、計画実行のための時間枠を詳細に示すべきである。

## ✓ 勧告 3

遺産の管理計画を見直し、包括的な遺産管理計画として完成させること。その中には、多利用型海域管理計画を含むその他の個別の計画を全て統合すべきである。この管理計画にはさらに、サケ科魚類、エゾシカ、スケトウダラ、トド、オオワシなどの指標種の管理など、全ての鍵となる管理事項とエコツーリズムについて記述されるべきである。

## ✓ 勧告 10

遺産地域内の自然植生に対するエゾシカによる食害が、許容可能なものか許容できないものかの限界点を明らかにすることが出来るような明確な指標を開発すべきである。

## ✓ 勧告 11

知床半島エゾシカ管理計画と関連する実行計画の実施を継続すべきであるが、抑制措置が、遺産地域のエゾシカの個体群、生物多様性、生態系に及ぼす影響を注意深く観察すべきである。

## ✓ 勧告 12

知床世界遺産地域内のエゾシカの管理と、北海道全体のエゾシカ管理とを注意深く調整すること。

## ✓ 勧告 13

遺産地域内における、エゾシカ個体群の抑制措置（個体数調整）については、全て、

注意深く、人道的な点から、また、慎重に実施されること。

知床世界自然遺産地域管理計画の策定（2009年12月）

環境省、林野庁、文化庁、北海道が遺産地域を適切かつ円滑に管理するために各種制度の運用及び各種事業の推進等に関する基本的な方針を明らかにしたもの。エゾシカの保護管理については知床半島エゾシカ保護管理計画に委ねられている。

（a）エゾシカ

エゾシカの個体数は、1980年代後半から急増し、現在では知床半島に生息するエゾシカの密度は非常に高く、知床岬など一部地域では本来の植生が大きく変化するなど生態系や自然景観への悪影響が生じている。こうした状況に対処することを目的として定める付属資料「知床半島エゾシカ保護管理計画」に基づき、知床半島に生息するエゾシカの保護管理を行う。

また、北海道全体のエゾシカの保護管理については北海道が行っており、エゾシカの分布は遺産地域から半島基部へ連続しており、個体群の交流も見られるため、北海道全体を対象とした「エゾシカ保護管理計画」の地域計画として「知床半島エゾシカ保護管理計画」を位置づけるなど、北海道全体のエゾシカの管理と緊密な連携をとりつつ知床半島のエゾシカの保護管理を行う。

自然公園法の改正（2009年6月）

生態系の維持又は回復を目的とした「生態系維持回復事業」制度が創設された。国等が生態系維持回復事業計画を策定し、これに従って事業を実施する。知床では環境省と林野庁により本年10月にエゾシカの採食圧の低減による生態系の維持回復を目的とした生態系維持回復事業計画が策定されている。

斜里町しれとこ100平方メートル運動地でのシカ対策に関する議論

斜里町の進めるしれとこ100平方メートル運動地における森林再生作業計画の立案等を行う森林再生専門委員会は、運動地内におけるシカ対策に関して「急増していたエゾシカへの対応には、生態系の調整能力を活用し人為的な調整は行わない」との今後20年間の中期方針を1997年に取りまとめ、防鹿柵やネットといった防御的手法をシカ対策の基本としてきた。しかし、2006年知床半島エゾシカ保護管理計画が策定され、管理手法の一つとして、個体数調整が明確に位置づけられた上、運動地を含む岩尾別・幌別地区が個体数調整の効果検証を行う実験候補地となったことを受けて、森林再生専門委員会議はシカに関する中期方針も転換すべきとの意見をとりまとめ、2007年「植生への著しい影響が避けられない場合は、シカの個体数調整も含めて検討する」と中期方針を改めた。

昨年度の森林再生専門委員会では世界自然遺産地域全体のシカ管理の上で、個体数調整

が管理手法として位置づけられている以上、個体数調整が必要となれば、(世界自然遺産地域である)運動地における実施も受け入れるという方向性で整理可能との意見が大勢をしめたが、一方で運動地内から運動地外への有機物の持ち出しは運動の憲法である「不変の原則」の中で禁止されており、運動地内で捕獲したエゾシカの扱いについて、議論となった。これらの点について事務局では、今年11月開催の再生専門委員会で再度議論した上で、一定の結論を出したいと考えている。

#### 羅臼町鳥獣被害防止計画の策定(2008年4月)

エゾシカ、ヒグマ、アザラシを対象とし、住民生活との軋轢を軽減するために策定された。鳥獣被害防止特別措置法に基づく、農林水産省の鳥獣被害防止総合対策事業の支援を得て計画を実施している。また、この計画を推進するために、「羅臼町鳥獣被害防止協議会」が設立されている。

エゾシカに関しては、住民生活と農業被害を軽減するために、従来の銃による捕獲に加えて、わなや麻酔銃による捕獲を行い、町内における捕獲数の増加を目標としている。この計画に基づき、2008年から麻酔薬を用いた吹き矢による市街地での捕獲や、囲いわなでの捕獲、捕獲個体の利活用、ハンターの支援や人材育成などを実施している。

#### 斜里町鳥獣被害防止計画の策定(2009年3月)

エゾシカ、ヒグマを対象とし、おもに農地への侵入防止対策の強化によって農作物被害を軽減することを目的に策定された。鳥獣被害防止特別措置法に基づく、農林水産省の鳥獣被害防止総合対策事業の支援を得て計画を実施している。また、この計画を推進するために、「斜里町農作物鳥獣被害防止対策協議会」が設立されている。

エゾシカに関しては、既存防鹿柵の適切な維持管理のほか、倒壊の多い木製支柱の鉄製支柱への変更を進めている。また、ヒグマに関しては、防鹿柵外周への電気柵の併設により、農地への侵入防止を図る対策が進められている。

なお、農地内に侵入した個体については、猟友会との連携による捕獲を実施するほか、民間事業者とも連携して、囲いワナによるエゾシカの個体数調整捕獲を実施している。

#### 北海道における輪採制の実施

世界遺産隣接地区において、平成19年度から21年度にかけて、エゾシカの学習効果による捕獲効率の低下を防ぐために考案された狩猟システムである輪採制を試行した。

##### (1) 方法

羅臼町及び斜里町の地域をA～Eの5地区(平成20年度からはA、B1、B2～Eの6地区)に区分し、斜里町のE地区を除く各地区で、狩猟期間中に1週間から2週間程度の禁猟期間を複数回設定するとともに、狩猟者が出猟しやすい環境を維持するために、同じ町内では全ての地区が同時に禁猟になることがないようにした。

斜里町では、希少猛禽類保護との調整からエゾシカ捕獲禁止区域となっていた金山川以北～オシヨコマナイ川以南の地区で、この試行により狩猟期間の途中で複数回の禁猟期間を設定することで希少猛禽類に対する影響を緩和しつつ狩猟を行うことができるとして、この地区のエゾシカ捕獲禁止区域を解除した。

#### (2) 試行結果の概要

- ・ 捕獲数及び捕獲努力量は、輪採制の導入前後でほぼ同じ水準であり、特徴的な変化は見られず、また、町外から訪れた狩猟者による捕獲努力量についても同様であった。
- ・ 捕獲効率（CPUE：1人1日当たりの捕獲数）についても、一部の年度の一部の地域を除いて、禁猟期間の設定による特徴的な変化は確認できなかった。
- ・ 輪採制の導入に当たって初めて狩猟が行われた金山川以北～オシヨコマナイ川以南の地区では、平成19年度は捕獲数、捕獲努力量、捕獲効率（CPUE）ともに高い値となったが、その後の2年間はいずれも減少した。また SPUE（1人1日当たりの目撃数）も同様で、この地区では狩猟が行われることによりエゾシカの生息密度が減少した可能性も考えられる。

#### (3) 平成22年度の取扱

- ・ 平成22年度は、輪採制を行わず、斜里町の一部の地区（オチカバケ川以北～オシヨコマナイ川以南の地区）で、狩猟期間中の禁猟期間の設定を試行し、その効果を検証することとしている。

(表1) 知床半島、及び、斜里・羅臼両町のエゾシカを巡る近年の経過

年	知床半島全体の エゾシカ対策の検討	地域の動静(斜里)	地域の動静(羅臼)
1970年代	1979～80年、知床半島自然生態系総合調査で初めて本格的なライトセンサス。 斜里町半島基部から岩尾別～羅臼町～標津町北部まで広域を回って発見数は20～30頭という低密度であった。	1977年、斜里町がしれとこ100平方メートル運動をスタート。開拓跡地の買い上げと植樹を開始。 1978年より、オスジカの有害駆除開始。	シカ狩猟は全町禁猟
1980年代	1982年、半島中央部以先に国設鳥獣保護区が設定される。	1987年メスジカの有害駆除開始	シカ狩猟は全町禁猟
1990年代前半		1994年以降、シカ狩猟においてメスジカ解禁。捕獲枠は1日あたりメス1頭又はオス1頭。	1994年から春刈古丹川以南でシカ狩猟が解禁。
1997年	北海道が「道東地域エゾシカ保護管理計画」を策定。対策に本格的に乗り出す。	斜里町が「100平方メートル運動の森・トラスト」による森林復元の検討開始。運動としては「人為的なエゾシカの密度調整は行わない」という20年間の中期方針を掲げる。	1997年以、羅臼町内のシカ狩猟でメスジカ解禁。
1998年	シカ狩猟の期間と捕獲枠が拡大。	運動地においては、防鹿柵や樹皮保護ネットなどによるエゾシカ対策を中心に森づくりを進める。	道の補助事業を受けて町内でのシカ駆除が本格的に始まる。 羅臼町内のシカ狩猟可猟区が大幅に拡大される。
1999年	北海道の計画が特定鳥獣保護管理計画として「エゾシカ保護管理計画」に改変される。	農地シカ柵整備始まる。 斜里町内のシカ狩猟可猟区が拡大(可猟区北限はオチカバケから金山川へ)	
2000年	国設知床鳥獣保護区の更新により、保護区全域と特別保護地区が拡大され、特別保護指定区域が設定された。	農地電気柵整備等補助開始。 100平方メートル運動地におけるエゾシカ対策を集中的に議論する「シカ対策ワーキング会議」を立ち上げて検討を開始。	市街地で人馴れしたシカの姿が目立ち始める。
2001年	道内全域でシカ狩猟の捕獲枠が1日3頭以内に拡大(オスは1頭のみ)。		
2002年	法改正により、国設鳥獣保護区が国指定鳥獣保護区へ改称。環境省は鳥獣保護区マスタープランを策定。	100平方メートル運動、シカ対策ワーキング会議での検討の結果、当面は防鹿柵などによる対策を継続して森づくりを進めるが、シカに関する中期方針は5年ごとに再確認を行うこと、運動地のシカ管理は知床全体の管理計画の中で検討すべきこと、などを確認。	
2004年	知床世界自然遺産候補地科学委員会の中にエゾシカワーキンググループが設置され、知床半島のエゾシカ保護管理計画の検討を開始。	網走支庁管内全域で、シカ狩猟期間が大幅に拡大。メスの1日あたり捕獲数が無制限に拡大。	根室市を除く根室支庁管内全域でシカ狩猟期間が大幅に拡大。メスの1日あたり捕獲数が無制限に拡大。
2005年	知床が世界自然遺産に登録。シカ狩猟期間の終了日が1/31に後退し、可猟期間が短縮された。	森林再生専門委員会議のなかで、運動地におけるシカに関する中期方針の見直しの必要性について議論。	
2006年	知床半島エゾシカ保護管理計画策定。「シカの個体数調整」も管理手法の1つに位置づけられる。	森林再生専門委員会議が、運動地のシカに関する中期方針の見直しを提案。「植生への著しい影響が避けられない場合は、個体数調整も含めて検討する」とした。	市街地のシカを、勢子が山まで追い返して猟銃で捕獲する方式を試みるが失敗(4月)。
2007年	知床半島エゾシカ保護管理計画がスタート。知床岬における密度操作実験開始。 道東の大部分ではシカ狩猟終了が再び2月末まで延長。斜里・羅臼両町隣接地域で輪採制狩猟の試行開始。	森林再生専門委員会議からの提案を受けて、シカに関する中期方針の見直しについて最終決定。 斜里町ウトロ市街地を取り囲む市街地柵完成。 斜里町真鯉で民間事業者が囲いワナ捕獲と一時養鹿有効活用事業開始。 斜里町半島部の輪採制狩猟を行う隣接地域では、狩猟期間は2月上旬で終了。	国指定鳥獣保護区内の海岸町で、積雪期の巻き狩り方式によるシカ駆除を初めて試行(2月)。  根室支庁管内では狩猟期間は2月上旬で終了。輪採制狩猟を行う羅臼町の隣接地域でも2月上旬で終了。
2008年	知床岬における密度操作実験2年目。 斜里・羅臼両町隣接地域で輪採制狩猟の試行継続。		「羅臼町鳥獣被害防止計画」を策定し、囲いワナや麻酔薬による捕獲を開始する。 国指定鳥獣保護区内で積雪期巻き狩り方式によるシカ駆除を本格実施(2～3月)。市街地のシカを吹き矢で28頭捕獲(5～6月)。
2009年	知床岬における密度操作実験3年目。羅臼町ルサ～相泊地区でSS予備実験開始。	「斜里町鳥獣被害防止計画」を策定し、既存防シカ柵の維持管理の他、民間事業者と連携して囲いワナによる捕獲を実施。	国指定鳥獣保護区内での積雪期巻き狩り方式シカ駆除2年目。
2010年			国指定鳥獣保護区内での積雪期巻き狩り方式シカ駆除3年目。

表2 斜里町及び羅臼町に係るエゾシカ可猟区設定状況

北海道自然環境課 資料

年度	斜 里 町		羅 臼 町	
	1人1日当たり捕獲数・可猟区域	可猟期間	1人1日当たり捕獲数・可猟区域	可猟期間
S59 1984	禁猟	禁猟	禁猟	
S60 1985	オス1頭・一部可猟		禁猟	
S61 1986	オス1頭・一部可猟		禁猟	
S62 1987	オス1頭・一部可猟		禁猟	
S63 1988	禁猟	禁猟	禁猟	
H元 1989	禁猟	禁猟	禁猟	
H2 1990	禁猟	禁猟	禁猟	
H3 1991	オス1頭・一部可猟		禁猟	
H4 1992	オス1頭・一部可猟		禁猟	
H5 1993	オス1頭・一部可猟		禁猟	
H6 1994	オス1頭・一部可猟		オス1頭・一部可猟	
H7 1995	オス1頭・一部可猟		オス1頭・一部可猟	
H8 1996	オス1頭・一部可猟		オス1頭・一部可猟	
H9 1997	オス1頭又はメス1頭・一部可猟	オス:11/15～1/15、メス:1/6～1/15	オス1頭又はメス1頭・一部可猟	オス:11/15～1/15、メス:1/6～1/15
H10 1998	2頭以内(オスは1頭)・一部可猟	11/1～1/31	2頭以内(オスは1頭)・一部可猟	11/1～1/31
H11 1999	2頭以内(オスは1頭)・一部可猟	11/1～1/31	2頭以内(オスは1頭)・一部可猟	11/1～1/31
H12 2000	2頭以内(オスは1頭)・一部可猟	11/1～1/31	2頭以内(オスは1頭)・一部可猟	11/1～1/31
H13 2001	3頭以内(オスは1頭)・一部可猟	11/1～1/31	3頭以内(オスは1頭)・一部可猟	11/1～1/31
H14 2002	3頭以内(オスは1頭)・一部可猟	11/1～1/31	3頭以内(オスは1頭)・一部可猟	11/1～1/31
H15 2003	3頭以内(オスは1頭)・一部可猟	11/1～1/31	3頭以内(オスは1頭)・一部可猟	11/1～1/31
H16 2004	無制限(オスは1頭)・一部可猟	10/25～2/28	無制限(オスは1頭)・一部可猟	10/25～2/28
H17 2005	無制限(オスは1頭)・一部可猟	10/25～1/31	無制限(オスは1頭)・一部可猟	10/25～1/31
H18 2006	無制限(オスは1頭)・一部可猟	10/25～1/31	無制限(オスは1頭)・一部可猟	10/25～1/31
H19 2007	無制限(オスは1頭)・輪探制	10/25～2/11又は11/16～1/14(一部地区は中断期間あり)	無制限(オスは1頭)・輪探制	10/25～1/31又は2/11(中断期間あり)
H20 2008	無制限(オスは1頭)・輪探制	10/25～1/23又は2/15又は3/1(一部地区は中断期間あり)	無制限(オスは1頭)・輪探制	10/25～2/1又は2/15(中断期間あり)
H21 2009	無制限(オスは1頭)・輪探制	10/24～1/22又は2/14又は3/28(一部地区は中断期間あり)	無制限(オスは1頭)・輪探制	10/24～1/31又は2/14(中断期間あり)
H22 2010	無制限(オスは1頭)・一部可猟	10/23～3/27(一部地区は～2/6・中断期間あり)	無制限(オスは1頭)・一部可猟	10/23～1/31

\* 「一部可猟」:市町村区域内の一部が休猟区若しくは森林生態系保護地域、特定動物生息地保護林等となっているため、一部禁猟となっている。